

質問回答書

件名：横浜市シェアサイクル事業

(質問項目順)

質問項目	質問内容	回答
1 仕様書 (8公有地 サイクルポ ートの整 備)	「本公司に採択された事業者は、本市の公有地においてシェアサイクルのポート設置を優先的に協議することができる」と記載がありますが、別紙「横浜市シェアサイクル事業公有地サイクルポート候補地一覧」に示されている場所で優先事業者が使用しない場所は開示されるのでしょうか。 開示方法や開示請求方法が具体的に決まっている場合はその方法をご教示ください。	公開の予定はありません。
2 仕様書 (8公有地 サイクルポ ートの整 備)	優先事業者が使用している場所でも空いたスペースがある場合、同様の手続きを経て、各施設管理者の許可を得た時の使用は可能でしょうか。	本事業における協定締結事業者が、公有地にサイクルポートを設置することを各施設等管理者から了承いただいております。 それ以外の事業者による公有地へのシェアサイクルポートの設置については、道路局道路政策推進課に個別にご相談ください。
3 仕様書 (9民有地 サイクルポ ートの整 備)	「横浜市市街地環境設計制度に基づく公開空地内にシェアサイクルポートの設置を検討する場合」これは採択事業者のみが設置可否について協議することが可能という理解でよろしいでしょうか。 公開空地の設置については、公募終了後、対象施設の建築主が採択事業者以外でもシェアサイクル等の活用を要望した場合、同様の手続きを経て、市街地建築課への許可を得た時の使用は可能でしょうか。	横浜市市街地環境設計制度に基づく公開空地内へのシェアサイクルポートの設置については、横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業による設置が条件となります。そのため、それ以外の場合で横浜市市街地環境設計制度に基づく公開空地にシェアサイクルポートを設置することはできません。 なお、既存の公開空地の形態は、原則として変更してはならないとしております。
4 仕様書 (13車両の 仕様)	「地域の景観との調和を阻害しないデザインの車両」「本市の地域特性や移動ニーズに対応した選択可能な車両」とございますが、貴市としての基準、地域特性などがまとまっていればご教示ください	「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」および「都市景観協議地区」をご参照ください。 ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」について https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchosei/keikan/jorei.html ・「都市景観協議地区」について https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchosei/keikan/kyogi.html

5	仕様書 (14サイクルポートの仕様)	<p>「事業課が必要と指示した場合、案内版（看板）にパンフレットラックを備え付け、サービスの利用方法、事故対応マニュアル、24時間対応可能な連絡先、自転車の交通ルール等が記載されたパンフレットを収納すること。」とございますが、事業課が必要と指示する場合の基準（現在のパンフレットラックが設置されている基準）についてご教示ください。</p>	<p>事業課が必要と指示する場合の主な基準は、ポート設置用地に係する各施設等管理者から求められた場合などが該当します。</p>
6	仕様書 (14サイクルポートの仕様)	<p>「必ず自転車駐輪ラックを設置し、必要に応じて区画線を引くなどポート設置場所であることがわかるようになります。」とございますが、区画線の仕様についてですが、区画線についての仕様などあればご教示ください。（塗料必須なのかテープの圧着における剥がれにくい仕様であれば問題ないのか等）</p>	<p>区画線については容易に剥がれない仕様であることが求められます。そのため、テープ仕様の場合は、バーナーによる溶着式となります。その他の詳細は添付資料をご参照ください。</p>
7	仕様書 (20事業報告・事業評価)	<p>利用者の移動、経路、滞在頻度等のデータに関して、月ごとの変化はあまり見られない事が想定される上、対応工数が非常に重いため半期や年度での対応、もしくは横浜市が必要とした際の提出でも問題ないでしょうか。</p>	<p>本事業の実施状況について定期報告が必要となります、提出時期と報告内容の詳細については協働事業予定者決定後、横浜市と事業者が協議の上で決定します。</p>
8	仕様書 (20事業報告・事業評価)	<p>利用者の事故状況発生況、苦情・ポート設置要望等の問い合わせ状況に関して、事故状況は個人情報の観点から当事者の許可が無ければ状況の報告ができず、またコールセンターではユーザーからの証言しか聞き取れず以降は警察の領分となるため、主に件数の報告となりますが問題ないでしょうか。</p>	<p>本事業の実施状況について定期報告が必要となります、提出時期と報告内容の詳細については協働事業予定者決定後、横浜市と事業者が協議の上で決定します。</p>

9	仕様書 (横浜市シェアサイクル事業公有地サイクルポート候補地一覧)	<p>予定ラック数を算出いただいておりますが、貸与いただける公共用地の駐輪台数は台数按分になりますでしょうか。また面積按分になりますでしょうか。</p> <p>面積按分の場合、事業者毎の車両仕様によっては予定数よりも多く駐輪することが可能になるケースが考えられ、その場合、配点評価は高くなる等、加点対象になりますでしょうか。</p>	<p>「横浜市シェアサイクル事業公有地サイクルポート候補地一覧」における予定ラック数は、「横浜都心部コミュニティサイクル事業」と「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」で設置している占用又は使用等の面積あたりのラック数を記載しています。</p> <p>ラック数については、個別ポートにおける予定ラック数に対する提案駐輪台数は加点評価の対象外です。なお、「横浜市シェアサイクル事業実施方針」の18ページにある地域種別ごとのラック数の目標値の達成に向けた適切かつ実現性のあるポート配置計画の一環として提案した場合は、評価の対象となります。</p>
10	提案書評価・選定基準 (付帯事業)	<p>今後も利用者の利便性向上を見据えた多様なモビリティ(シェアサイクル、電動キックボード、歩行者共存型電動マイクロモビリティ、EV等)を含めた提案は、本公募における加点要素になりますでしょうか。</p>	<p>シェアサイクルを含む複数のモビリティの乗換拠点に関する実現可能な取組として提案した場合につきましては、付帯事業として加点の対象となります。</p>
11	提案書評価・選定基準 (利用システム)	<p>多言語対応について【英語・中国語・韓国語を含む複数言語対応：10点、英語のみ対応：5点】と記載されていますが、英語・中国語版のみの場合は5点となりますでしょうか。</p> <p>もしくは英語以外の言語に対応しているとして10点となりますでしょうか。</p>	<p>英語・中国語・韓国語の3つを含む複数言語に対応する場合に、加点評価が10点となります。</p>
12	提案書評価・選定基準 (民有地サイクルポートの整備)	<p>現時点で既に300を超える民間地に設置している事業者は不利になると考えます。</p> <p>公募結果が出るまでの期間、設置を行わず確定案件を増やす事も可能であるがそうなると市民のためにもならないため、現時点で300を超えている事業者に関しては、公募期間中(9/20～11/29)に設置した民間地も【既に設置の内諾済】案件としてカウントを行ってよいでしょうか。</p>	<p>提案書評価・選定基準にある「今後の民有地ポートの設置についての実現性」における「今後」とは、募集要項を公開した9月20日(公開日)以降となります。公開日以降に設置した民有地ポートは「既に設置の内諾済」としてカウントして差し支えありません。</p>
13	協働事業者募集要項	<p>提案書評価・選定基準に則して決定されるかと思いますが、結果については提案事業者全社の結果をご提供いただけるのでしょうか。</p>	<p>全ての提案事業者の評価項目ごとの合計点数を本市ウェブサイトにおいて公表します。</p>